

設備メーカー向け

生産性向上設備投資促進税制に関する証明書発行ガイドライン

平成26年3月24日

改訂：平成27年8月1日

一般社団法人日本縫製機械工業会

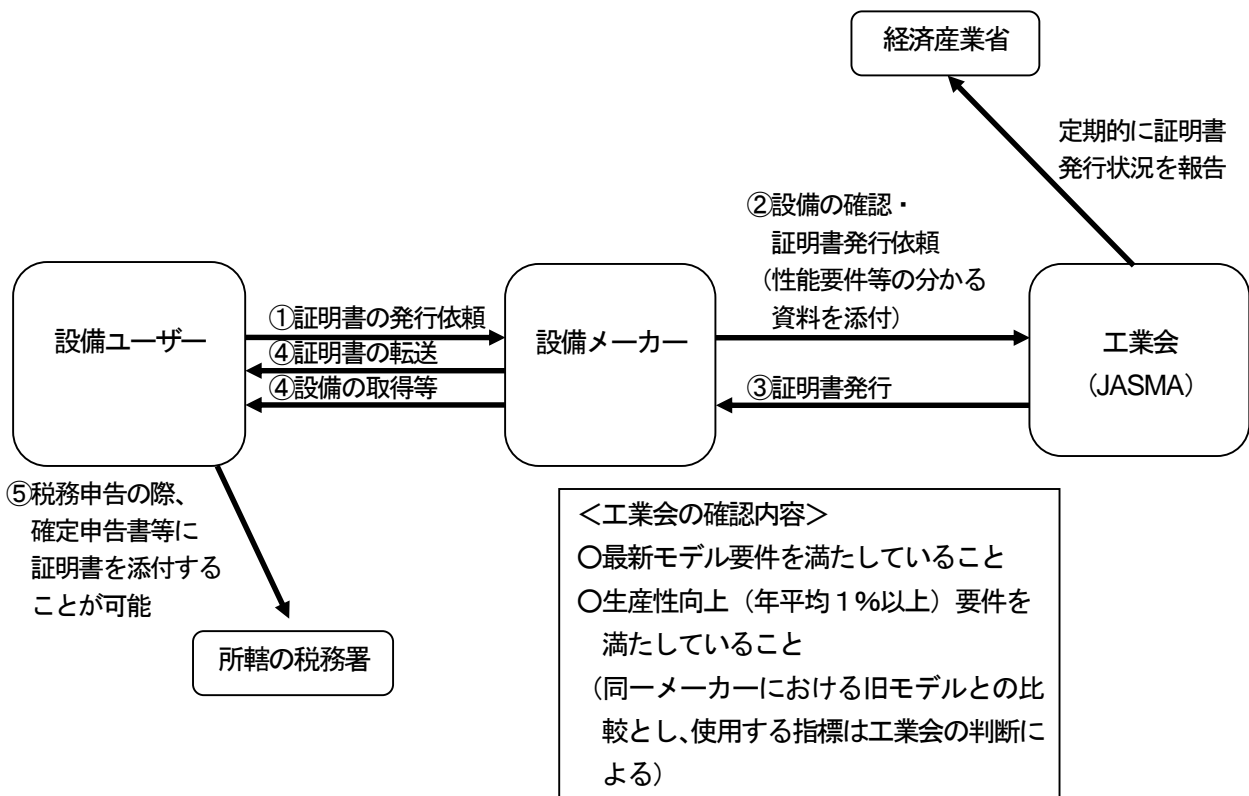
1. 生産性向上設備投資促進税制に関する証明書

生産性向上設備投資促進税制において、当該先端設備が必要な要件を満たしていることを証明するもので、当該先端設備の取得等を行う者（設備ユーザー等）が税務申告の際、確定申告書等に本証明書を添付することにより、税制優遇を受けられます。

詳しくは、次の経済産業省ホームページに掲載。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

<先端設備の要件確認スキーム>



2. 依頼方法

依頼者は次の書類を揃えて、当工業会（以下、JASMA という。）受付窓口に持参又は郵送して下さい。

- (1) 証明書発行依頼書（所定の様式）

- (2) 証明書類（様式1、様式2）
- (3) 要件を満たしていることを示す根拠資料（カタログ、技術資料・見積書等）
- (4) 証明書返信用封筒（切手を貼付して下さい。）
- (5) 会社概要、パンフレット等（非会員の場合）

【送付先・問い合わせ先】

〒105-0004

東京都港区新橋5-25-3 第2-松ビル2階
一般社団法人日本縫製機械工業会 証明書発行係

電話：03-6435-8190 FAX：03-6435-8192

Eメール：info@jasma.or.jp URL：<http://jasma.or.jp>

3. 受付時間

JASMA の業務時間内に受付します。

9:00～17:30

4. 発行までに要する時間

原則、依頼書を受理した翌営業日に証明書を発行します。ただし、諸般の事情により発行日が遅れる場合があります。

5. 書類作成上の注意

- (1) 依頼者は「証明書発行依頼書」に所定事項を記入し、代表者印（所属長でも可）を押印して下さい。
- (2) 依頼者は必要書類（様式1、様式2）に所定事項を正確に記入して下さい。
JASMA が記入する部分（整理番号及び破線内）は記入しないで下さい。

6. 証明書発行手数料

会 員 ： 無料

非会員 ： 5,000円/枚（税込）

※証明書発行時に請求書を同封しますので、指定の銀行口座にお振り込み願います。

7. 郵送料

返信用封筒がない場合、JASMA が依頼者へ証明書を郵送しますが、郵送料（切手代）は証明書発行手数料と合わせて請求します。

8. 要件を満たしていることを示す根拠資料

以下の事項が明記してある資料を準備して下さい。

- (1) 製造年月
- (2) 販売予定（実施）年月
- (3) 最新モデルであること
当該モデルの販売開始以降、同種の新モデルは販売していないこと
- (4) 販売開始から10年以内であること

(5) 生産性

当該モデルは、一世代前のモデルと比較して、年平均1%以上の生産性向上を達成していること。比較するのは自社の一世代前のモデルであり、他社製品との比較ではありません。生産性とは、作業効率、エネルギー効率、精度等です。

①作業効率の例

時間当たりの作業量、作業スピード等

②エネルギー効率の例

消費電力量等

③精度の例

縫製品の完成具合等（不良品削減等）

※証明書類（様式2）の該当要件「生産性向上」に下記資料の事例を参考にして算定式を記載して下さい。

生産性向上投資促進税制説明資料（経済産業省PDF資料）

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

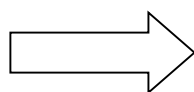
<事例>

F機械（2010年販売）

単位時間当たり生産量 105

一代前モデルG機械（2008年販売）

単位時間当たり生産量 100



<要件をクリア>

$$[(105-100) \div 100] \div 2 \text{年}$$

=年平均 2.5%の向上

(6) 最低取得価額

①機械装置

単品160万円

②工具及び器具備品

単品120万円（単品30万円かつ合計120万円を含む。）

③建物及び建物附属設備

単品120万円（建物附属設備については、単品60万円かつ合計120万円を含む。）

④ソフトウェア

単品70万円（単品30万円かつ合計70万円を含む。）

9. 対象機械装置の例

工業用ミシン、多頭刺繍機、延反機、裁断機、プレス機 等

※個別内容については、問い合わせ先までご相談下さい。